

雇用によらない働き方の権利確立を



5/16 雇用によらない働き方の権利を認める命令！！

署名・FAX ありがとうございました！！会社は行政命令取り消し訴訟へ



白岡駅宣伝行動にて集まった仲間達

皆様の大きなご支援で今年5月16日、中労委はワット社の
団交拒否を不当労働行為として断罪。都労委命令に続き、再びの
行政判断です。中労委は都労委命令よりもさらに踏み込み、「工事所
の機構改変・廃止・再編・新設等」や「他社への事業譲渡・他社との合
併」等について、「組合員の労働条件その他の待遇に影響する限りで、
義務的団交事項となる」としました。

中労委命令は、増え続ける“雇用によらない働き方”を強いられている多くの労働者の権利を高らかに宣言した画期的内容となっており、社会的にも大変注目されています。

ワット社は中労委命令を従わずに“行政命令取り消し訴訟”の暴挙を行いました。たとえ不服であっても行政の命令履行義務は果たさなければなりません。“2022.10.20 に中労委は地裁に対しワット社が早く団交に応じるよう、緊急命令の申立てを行いました。”

請負労働者の小さな声がここまで広がったのも本当に皆様のお陰です。ありがとうございました。

都労委 組合員へ最大75%の賃金カットの回復を求め

東京地裁 組合員13名の更新拒否の闘い

2020年2月25日から4日間、行われた個人面談で、分会員の
工事個数や請負金額の減少について、「新橋(東電パワーグリッド
のこと)の資材だったら、請負者と新聞沙汰になっている会社に発
注するなっていうところ」などと発言。

山添さんと東電PGへ追及
団交拒否での都労委の調停期日に都庁で顔を合わせた回数や
ワット社や親会社東光高岳に来た回数をカウントしていると言ひ、非組合員との間に差をつけていることを
明け透けに述べたことが語られました。

露骨な差別的対応は他に例がないと言えるほどの酷いものです。

ワット社は生活できない状態に追い込みましたが、組合員は生活のためやむを得ず契約を更新しまし
た。

翌年の2021年3月、13名の組合員を狙い撃ちに紙切れ1枚で契約を解除しました。

組合員との契約拒否の理由を「法人としか契約しないため」としていますが、国会議員のヒアリングや経済産業
省要請で東京電力が法人契約を指示したのではないことが明らかになっています。

ワット社は壮絶な組合つぶしに狂奔しています。組合員を排除するために設けた口実に過ぎない事は明らかで
す。

しかも、ワット社が”発注した”という法人は、急ごしらえで会社を設立させられ、当然工事実績もなく、会社の所

在りには会社の表札もないばかりかメーター部品を確保する倉庫や作業スペースもない、普通の住宅が建っているだけ、つまり偽装請負に該当するリスクがあるのにもかかわらず、組合員を排除する徹底抗戦にでています。

組合員は生活の糧を奪われ困難な中であっても解雇撤回に向けて闘いを継続しています。

東京地裁

高野副委員長の雇止め撤回



2.5 決起集会での高野さん

組合員である高野さんは2019年3月に規定に違反したと後付けの理由で20年近く働いた、東電グループ企業ワット社に突然、解雇されました。

工事所長がラインで明日からは、違反点数を加算しますので、工程通りして下さいと通知し、工事所長も黙認していた作業工程の設定をその後に、通知後に遡って点数を取られました。

施工の作業者には罰則が設定されており、50点で契約を打ち切り、更新を拒否できるとしています。

高野さんは50点に達しておらず、過去に遡った工程の不備による罰則点を取る暴挙は、あきらかに組合排除の不当な解雇です。



原告団三瓶さんと懇談

東京電力・東光高岳・ワット社は一切の話し合いにも応じない構えですが、なぜ、実際に現場で働いている労働者の声を聞いてもらえないのでしょうか、団交拒否を東京労働委員会へ申立てしています。東電PGの仕事請け負っている、ワット社に対して指導するなり中労委の命令を履行しろと言うべきです。直ちに労働者の声とふるさとを奪われた、原発事故の被害者の声を真摯に受け止め一刻も早い争議解決を望みます。

発注者である東電の責任追及へ福島原発事故の原告団の仲間と懇談し共闘へ

6月17日(金)、高野さんの解雇裁判の後、参議院議員会館で津島訴訟団の三瓶さんと懇談しました。東京福島原発事故の津島地区は高濃度の放射能汚染の為にふるさとへいつ帰れるか、目途も立たないまま避難生活を未だに強いられている状況です。

団体交渉権を保障される労組法上の労働者として

私達の闘いは、2018年12月、働きやすい職場を求めて組合を結成し団体交渉を申し入れましたが、ワット社は「請負作業員だから団交に応じる義務はない」と拒否。実際には事業に組み入れられ、一方的・定型的に業務が決定され、報酬は労務供給の対価であり、会社の指示や依頼には基本的に断れず、会社の指揮監督の下に仕事をしていました。

時間拘束されており事業者性は認められません。14名の組合員は労組法上の労働者であり、団体交渉を行う権利があると、2019年3月東京都労働委員会はワット社に「団交に応じるよう」命令を下しましたがワット社は中労委に再審査申し立てを行いました。

組織拡大を目指しホームページ開設へ

keikibunkai-web.jimdofree.com

全労連・全国一般東京地方本部一般合同労組 計器工事関連分会 2022.11.17

東京都中央区日本橋人形町 3-7-13-401 TEL03-6661-2773 FAX03-6661-2783